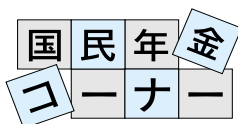


国民年金の保険料は全額、「社会保険料控除」の対象として所得から控除され、所得税や市・県民税が軽減されます。



民間の生命保険・個人年金の保険料とは違い、1年間（平成13年1月～12月）に支払った保険料全額が控除されます。自分の保険料はもちろん家族の分として納めた保険料や、過去の未納・免除期間分を追納するために平成13年中に納めた保険料も控除対象になります（国民年金基金の掛け金も全額控除されます）。

国民年金の保険料は所得控除できます

年末調整や確定申告のときには忘れずに申告してください。

平成13年分の保険料は右表のとおりです。保険料の未納期間がある人は、早めに納めてください。

	定額保険料のみ	付加保険料を含む
毎月納付した場合	159,600円 (13,300円/月)	164,400円 (13,300円+400円/月)
前納した場合	156,770円	161,480円

問い合わせ先 保険年金課
(☎20 3205)



無料法律相談

弁護士が相談に応じます。
とき 12月14日（金）午後1時～4時
ところ 市役所本庁舎1階市民相談室
定員 8人（先着順）

予約受付 12月5日（水）～申し込み先 まちづくり推進課（☎20 3158）

無料行政相談

行政相談委員が相談に応じます。
とき 12月 6日（木）と25日（火）午後1時30分～4時
18日（火）午後1時～3時
ところ 6日/市役所市民相談室 18日/さざんか会館
25日/トスク本店インフォメーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価事務所（☎24 5541）

無料年金相談

鳥取県社会保険労務士会鳥取支部会員が相談に応じます。
とき 11月27日（火）午前10時～午後4時
ところ 市役所本庁舎ロビー
問い合わせ先 草刈社会保険労務士事務所（☎27 8449）

女性なんでも相談

専任の相談員が相談に応じます。
相談内容 子育てに関すること 法律に関すること（セクハラ・離婚など法律的な問題） 一般（健康・家族・職場や近所での人間関係など）
相談日 子育て・一般/毎月第2土曜日 法律・一般/毎月第2火曜日 いずれも午後1時～3時
法律相談は午後1時～4時
ところ 福祉文化会館
予約受付 月/金曜日・午前8時30分～午後5時（先着順）
申し込み先 企画課男女共同参画室（☎20 3166）

おわびと訂正

市報11月1日号10ページに掲載の「秋の全国火災予防運動」の標語に誤りがありました。正しくは「たしかめて 火を消してから 次のこと」です。おわびして訂正します。

無料調停相談

鳥取地区調停協会会員の調停委員が相談に応じます。
相談内容 金銭・土地・建物・夫婦間・遺産分割などのトラブル
とき 11月29日（木）午前10時～午後3時
ところ さざんか会館

歩こつ会12月例会

とき 12月9日（日）
コース 鳥取駅・午前9時集合 郡家駅～景勝寺～源範頼の墓～河原城・午後0時30分解散（歩行距離9キロメートル）
費用 830円
弁当や水筒、雨具は各自でご用意ください。